

令和5年1月20日

保護者各位

志布志市立有明小学校  
校長 岩屋 高広

新型コロナウイルスとインフルエンザの出席停止の基準と  
発熱等による早退の扱いについて（お知らせ）

大寒の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に対しまして、御理解と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関わる文部科学省の通知に則り、出席停止の基準や早退の取扱いについては、下記のとおりとなっております。

また、ここ最近、インフルエンザも流行の兆しがあります。改めて、新型コロナウイルスとインフルエンザの感染等による出席停止の在り方について、国が定める感染症法の分類が新型コロナウイルス【2類相当】とインフルエンザ【5類】に位置付けられ、取扱いにも差がありますので、下記のとおり整理をしました。但し、自宅待機の期間等については、あくまでも医師や保健所等の専門の方々の指示を優先してください。

記

I 【出席停止の基準】

① 本人に新型コロナウイルスの感染が確認された場合 (みなし陽性も含む)	・ 有症状患者は、発症日の翌日を1日目と数え、7日目までを療養期間とする。 ----- ・ 無症状患者は、検体採取日の翌日を1日目と数え、7日目までを療養期間とする。 ・ 加えて、5日目の検査キット等による検査で陰性を確認した場合は6日目に解除を可能とする。
② 本人が医師から新型コロナウイルスの濃厚接触者として指定された場合	・ 特定された濃厚接触者の待機期間は、感染者との最終接触日を0日目とし、5日間とするとともに、2日目及び3日目の抗原定性検査キット等を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目に解除を可能とする。
③ 家族が医師から新型コロナウイルスの濃厚接触者と指定された場合	・ 濃厚接触者と指定された家族が検査で陰性であれば登校可能とする。
④ 本人やその家族（同居者）が発熱や発熱を伴う風邪症状の場合	・ 令和4年10月27日付「新型コロナウイルス感染予防対策と出席停止の基準の変更について(お願い)」の文書【裏面参照】
⑤ 新型コロナウイルスのワクチン接種の場合	・ 出席停止扱いとする。
⑥ 新型コロナウイルスのワクチン接種の副反応の場合	・ 接種日及び副反応の期間とする。
⑦ 本人にインフルエンザの感染が確認された場合	・ <u>発症日の翌日を1日目と数え、5日目を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまでとする。</u>
⑧ <u>家族がインフルエンザに感染した場合</u>	・ <u>登校しても構わない。但し、発熱の原因が、インフルエンザと判明するまでは自宅待機とし、出席停止扱いとする。</u>

## 2 【早退の取扱】

① 本人が発熱等で早退になる場合	・ 原則早退とする。
② 本人の兄弟姉妹が感染や発熱で早退になる場合	・ 兄弟姉妹が感染や発熱した場合は原則早退とする。但し、兄弟姉妹の症状次第では、本人を在校させる場合もある。
③ 新型コロナウイルスのワクチン接種の場合	・ 出席停止扱いとし、原則、早退扱いにしない。 (遅刻の場合も同等扱いとする。)
④ 新型コロナウイルスのワクチン接種の副反応による早退の場合	・ 原則早退とする。 (遅刻の場合も同等扱いとする。)
⑤ インフルエンザのワクチン接種の場合	・ 原則早退とする。 (遅刻の場合も同等扱いとする。)
⑥ インフルエンザのワクチン接種の副反応の場合	・ 原則早退とする。 (遅刻の場合も同等扱いとする。)

※ 上記については、あくまでも判断基準となり、御心配な場合は、医師や学校へ御相談ください。

**裏面も参照**

## 参考資料

令和4年10月27日

保護者各位

志布志市立有明小学校  
校長 岩屋 高広

### 新型コロナウイルス感染予防対策と出席停止等の基準の変更について（お願い）

秋冷の候、保護者におかれましては、ますます御健勝のことと拝察申し上げます。

さて、全国的に新型コロナウイルス（オミクロン株B.A.5）の感染者が減少しつつありますが、季節の変わり目により、通常の風邪や鼻炎（アレルギーも含む）等による欠席が増えつつあります。そこで、出席停止の判断を下記のとおり変更いたします。欠席理由を学校へ連絡する際は、必ず発熱の有無を確実にお伝えください。

但し、本市は現在地域感染レベルが2の状況です。下記のとおり感染予防対策を徹底しながら、教育活動を進めてまいります。しかし、感染状況が増加した場合は、再度検討いたしますので、保護者の皆様の御理解・御協力をよろしく願います。

#### 記

#### 1 「出席停止」となる基準について

- (1) 発熱や発熱を伴う風邪の症状がみられる場合
- (2) 本人やその家族（同居者）に感染者（濃厚接触の可能性）が認められた場合
- (3) 家族（同居者）に発熱や発熱を伴う風邪症状がある場合
- (4) 感染が不安で子どもを休ませたい保護者から申し出があった場合は、学校長が判断して登校しないこと（出席停止）を認めることができるので御相談ください。

#### 2 「欠席」となる基準について

- (1) 発熱を伴わない風邪症状や鼻炎（アレルギーも含む）や喘息等の場合
  - (2) 発熱を伴わない腹痛・倦怠感等の場合
- ※ その他、不明な場合は学校長が判断するので御相談ください。

#### 3 学校への連絡について

- (1) 病院からの診断結果や療養期間等については、学校（担任または管理職）に可能な限り連絡してください。  
※ 学校は、プライバシー保護の観点から、個人が特定されないように配慮します。
- (2) 欠席届は、光の子メール、電話連絡、用紙による欠席届等があります。症状等、具体的に御連絡いただき、特に発熱の有無は必ず御連絡（御記入）ください。

欠席・遅刻届け出  
システムURL



空メール送信して、欠席または遅刻をお知らせください。

#### 4 感染予防対策について

- (1) 御自宅でお子様の体温チェックと風邪症状等の有無について、これまで通り確認してください。また、本校でも顔認証温度計で、再度体温チェックを行います。自宅での検温は引き続き行い、元気カードへの記入をお願いします。万一、顔認証温度計で高熱（37.3度以上）の場合は、教頭等へ申し出るように指導してあります。
- (2) こまめな手洗いを行い、咳やくしゃみが出る場合には咳エチケットを心掛けさせてください。また、免疫力を高めるために、十分な睡眠や適度な運動、バランスのとれた食事等、規則正しい生活を送らせてください。
- (3) 発熱等の症状が続く場合は、必ず学校に連絡するとともに、医療機関での受診をしてください。また、お子様本人や家族が、発熱などの症状の継続や濃厚接触によりPCR検査等を受ける際は、その旨を可能な限り学校へ知らせてください。
- (4) 感染者の情報については、感染状況が減少してきましたので、メールによる発信は当面中断いたします。